

計画作成年度	令和4年度
計画主体	新郷村

# 新郷村鳥獣被害防止計画

令和5年 2月14日 作成

## <連絡先>

担当部署名 新郷村役場 農林課  
所在地 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10  
電話番号 0178-78-2111  
FAX番号 0178-78-2118  
メールアドレス [sangyo@vill.shingo.lg.jp](mailto:sangyo@vill.shingo.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カラス、カモシカ、カルガモ、カワウ、アオサギ、キジバト、ノウサギ、ハクビシン、テン、アライグマ、キツネ、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	新郷村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料用作物（デントコーン）、野菜（とうもろこし）	1.10 ha 531 千円
ニホンジカ	—	
イノシシ	—	
カラス	—	
カモシカ	—	
カルガモ	—	
カワウ、アオサギ	—	
キジバト	—	
ノウサギ	—	
ハクビシン、テン	—	
アライグマ	—	
キツネ、タヌキ、アナグマ	—	
合計		1.10 ha 531千円

(2) 被害の傾向

①ツキノワグマ	<p>山間部において、7月から9月にかけて飼料用作物（デントコーン）、野菜（とうもろこし）のほか、家庭菜園を中心に農作物被害が発生している。</p> <p>近年では、畜舎への侵入や、民家の周辺への出没がみられ、人的被害の発生が危惧されている。</p>
②ニホンジカ	<p>昨年同様、大欠平地区、一ノ沢地区、上後藤地区での目撃情報が増加しており、一ノ沢地区において捕獲された。</p> <p>今後、農作物、林業被害の発生が懸念される。</p>
③イノシシ	<p>近年、三戸郡下において被害が相次いでおり、水沢地区、上後藤地区をはじめ、村内での目撃情報が増加している。</p> <p>また、野菜（ながいも）、収穫残渣、盛り上げた堆肥などへの被害の発生が懸念される。</p>
④カラス	<p>村内全域において農作物（水稻、野菜の苗）の被害が増加している。</p> <p>また、牛舎内の飼料等の食い散らかしや家畜の突っつき、ビニールハウスの穴あけ被害の発生も懸念される。</p>
⑤カモシカ	<p>村内全域において野菜、造林木の被害が増加しており、農作物の食害や作付ほ場の横断による農作物の踏みつけ被害の発生が懸念される。</p>
⑥カルガモ、キジバト	<p>苗の引き抜きや倒伏、定植期の水稲への被害の発生が懸念される。</p>
⑦カワウ、アオサギ	<p>養魚場にて魚類の捕食が確認されており、定植期の水田での苗の倒伏、目撃個体数も年々増加している。</p>
⑧ノウサギ	<p>野菜（だいこん）、果樹（りんご）の苗木や造林木（スギ、マツ）の苗木などに、被害が発生している。</p>
⑨ハクビシン、テン	<p>ハクビシンは死亡個体の発見や目撃情報はあつたものの農作物被害は正確には把握されていない。</p> <p>今後、農作物被害や住居、神社等でのふん尿被害の発生が懸念される。</p>
⑩アライグマ	<p>目撃情報はあつたものの農作物被害は正確には把握されていない。</p> <p>今後の農作物被害の発生が懸念される。</p>
⑪キツネ、タヌキ、アナグマ	<p>村内全域において、目撃情報は増加しているものの、被害は把握されていない。</p>

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	区分	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ツキノワグマ	被害面積 被害金額	1.10ha 531千円	0.77ha 372千円
ニホンジカ	被害面積 被害金額	—	—
イノシシ	被害面積 被害金額	—	—
カラス	被害面積 被害金額	—	—
カモシカ	被害面積 被害金額	—	—
カルガモ	被害面積 被害金額	—	—
キジバト	被害面積 被害金額	—	—
カワウ、アオサギ	被害面積 被害金額	—	—
ノウサギ	被害面積 被害金額	—	—
ハクビシン、テン	被害面積 被害金額	—	—
アライグマ	被害面積 被害金額	—	—
キツネ、タヌキ、アナグマ	被害面積 被害金額	—	—
合計	被害面積 被害金額	1.10ha 531千円	0.77ha 372千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害対策実施隊を設置し、カラス、カルガモ、キジバト、ツキノワグマ、ノウサギに対して、銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</p> <p>また、カワウ、アオサギ、タヌキ、キツネについては被害が判然としないことから、被害状況の把握に努めてきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員の高齢化及び減少が進んでおり、担い手の育成や捕獲体制の維持が必要である。</li> <li>・農家からの被害情報が少なく被害の実態把握が困難となっている。</li> <li>・ニホンジカやハクビシン、テン、アライグマ、イノシシといった新たな獣種の目撃情報や生息確認があることから、今後被害の拡大等が懸念されている。このため、被害を未然に防ぐとともに、迅速に対応できる体制を構築する必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>被害を受けた農家自らが、防鳥網の設置、爆音器、擬音装置による追払い活動、防鳥テープの設置等の対策を行ってきた。</p>	<p>これらの対策は経費を要する割にはすぐに慣れが生じ、効果は十分ではなくなるので、農家への周知等が必要である。</p> <p>また、防護柵の設置については、設置費と維持管理に係る経費負担が課題となる。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>赤外線センサーカメラを村内に設置し、新規流入害獣の生息域・生息個体の把握に努めている。</p>	<p>対策はしているものの、害獣の生息密度が高くないため、生息域・生息個体を把握しきれないのが課題となる。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内における鳥獣被害の実態を把握するために、農家や農協営農指導員等からの被害情報の収集及び被害実態調査を行い、今後の対策の実施に活かしていく。</li> <li>・有害鳥獣捕獲に対応するため、狩猟免許取得者の育成に努め、効果的な被害防止対策を的確に実施する体制整備を行う。</li> <li>・鳥獣被害防止対策に関する農家の意識啓発に努めるとともに、行政と一体となった地域ぐるみの農作物被害防止の体制を構築していく。</li> <li>・国補助事業を活用し、被害地域に電気柵等の侵入防止柵の設置や捕獲罠の増設などの対策を図る。</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

村は、農作物被害を受けた農家からの依頼により、青森県猟友会新郷支部の協力を得て、村が設置した「鳥獣被害対策実施隊」を派遣し、農作物被害の状況を確認し、被害防止対策についての助言、追払い活動や対象鳥獣の捕獲等の活動を行う。

また、村は関係機関・団体、地域住民等と連携して、被害状況や被害防止活動に関する情報を収集し、実施隊の効果的な捕獲活動を支援する。

村は、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名する。

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、の捕獲は捕獲用わな、ライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣の捕獲を実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カラス、カモシカ、カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ノウサギ、ハクビシン、テン、アライグマ、キツネ、タヌキ、アナグマ	鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、鳥獣被害防止対策の担い手を確保し、関係団体と連携して担い手の育成を図る。 対象鳥獣による被害状況に応じ、効果的な捕獲機材等の導入を行う。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、農作物や造林木の被害が拡大しないように、被害発生時期に応じた計画的な捕獲を実施する。
① ツキノワグマ 近年、人里での目撃も多く、出没すると短期間で多くの被害が出ることから、出没地域で箱わなによる捕獲を行う。また、必要に応じて銃器による捕獲を行う。
② ニホンジカ 目撃情報、捕獲数共に増加していることから、農林業被害の発生が懸念されるため、捕獲用わなや銃器により可能な限り捕獲する。 被害が発生した場合には、被害農家等から被害状況の聞き取りやセンサーカメラによる加害鳥獣の特定を行い、的確に捕獲する。
③ イノシシ 村内において目撃情報が相次ぎ、被害が増加している。そのため、積極的に捕獲を行い被害の発生を防止する。被害が発生した場合には、被害農家等から被害状況の聞き取りや

センサーカメラによる加害鳥獣の特定を行い、捕獲用わなや銃器により可能な限り捕獲する。

④ カラス、カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ

個体数が増加傾向にあるため、生息数や地域、被害発生時期を考慮しながら、必要に応じて銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

⑤ ノウサギ、キツネ、タヌキ、アナグマ、テン

被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、捕獲わなや銃器（ライフル銃を除く）により必要最小数を捕獲する。

⑥ ハクビシン、アライグマ

村内や近隣自治体で目撃情報や生息痕跡があることから、今後、農作物被害の発生が懸念されるため、周辺の住居環境等を考慮しながら、捕獲用わなにより可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲実績数等		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ツキノワグマ	5 頭	5 頭	5 頭
ニホンジカ	0 頭	10 頭	7 頭
イノシシ	0 頭	0 頭	0 頭
カラス	92 羽	65 羽	79 羽
カルガモ	12 羽	10 羽	10 羽
キジバト	30 羽	25 羽	26 羽
カワウ、アオサギ	0 羽	0 羽	0 羽
ノウサギ	5 羽	5 羽	4 羽
ハクビシン、アライグマ	0 頭	0 頭	0 頭
テン	5 頭	5 頭	4 頭
キツネ、タヌキ、アナグマ	0 頭	0 頭	0 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
カルガモ	100 羽	100 羽	100 羽
キジバト	100 羽	100 羽	100 羽
カワウ、アオサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

ノウサギ	20羽	20羽	20羽
ハクビシ、アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
テン	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キツネ、タヌキ、アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

対象鳥獣：ツキノワグマ

捕獲手段：箱わな、銃器

実施期間：通年（ただし狩猟期間及びその前後15日間を除く）

対象鳥獣：ニホンジカ

捕獲手段：銃器、わな

実施期間：通年（ただし狩猟期間及びその前後15日間を除く）

対象鳥獣：イノシシ

捕獲手段：銃器、わな

実施期間：通年（ただし狩猟期間及びその前後15日間を除く）

対象鳥獣：カラス、カルガモ、キジバト、アオサギ、カワウ

捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、わな

実施期間：5月～11月

対象鳥獣：ハクビシ、テン、アライグマ

捕獲手段：わな

実施期間：通年（ただし狩猟期間及びその前後15日間を除く）

対象鳥獣：ノウサギ

捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、わな

実施期間：3月～4月

対象鳥獣：キツネ、タヌキ、アナグマ

捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、わな

実施期間：5月～11月

なお、捕獲の実施場所については、被害発生場所の周辺において、関係団体と協議し2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

ライフル銃による捕獲等と実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
新郷村	なし（権限移譲済み）



4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和5年度～令和7年度
	該当なし

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度		該当なし

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

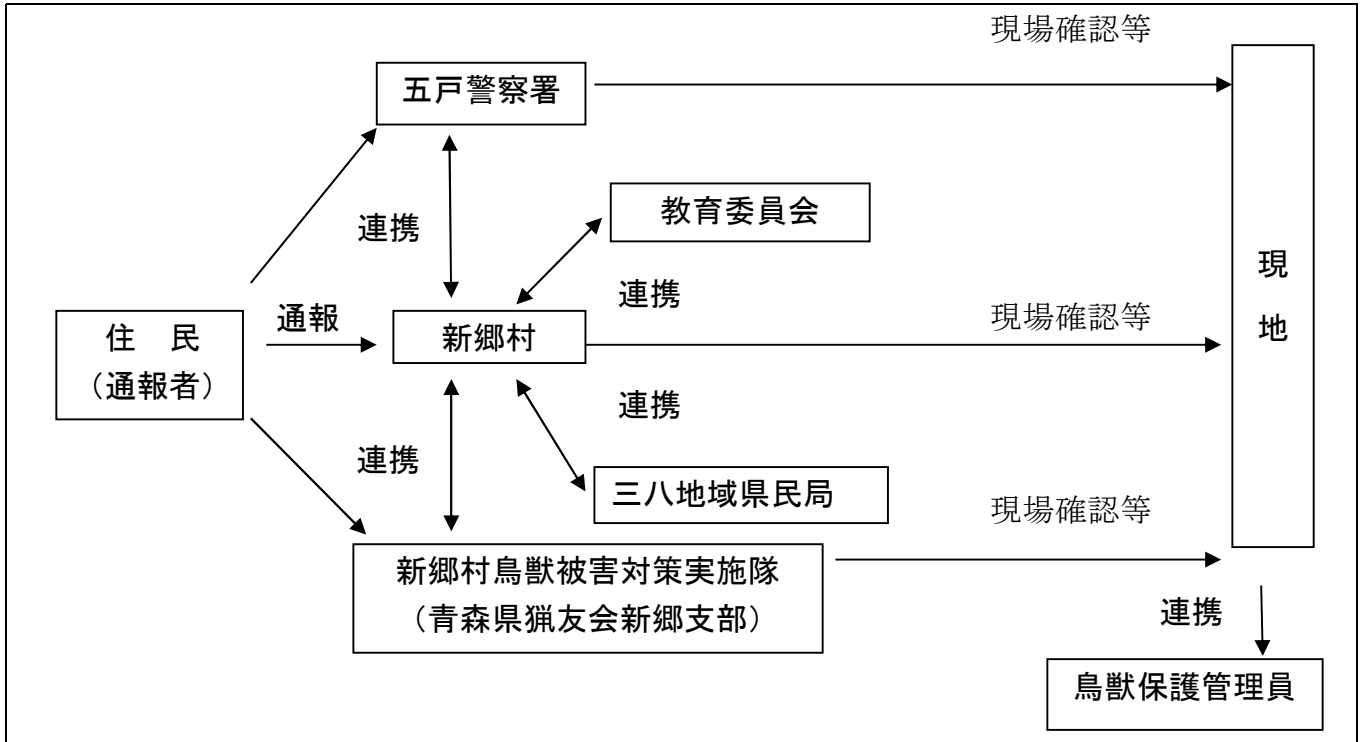
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カラス、カモシカ、カルガモ、カワウ、アオサギ、キジバト、ノウサギ、ハクビシン、テン、アライグマ、キツネ、タヌキ、アナグマ	被害が多発する地域においては、定期的な刈払いや適切な除間伐等の実施による緩衝帯の整備や、電気柵等の設置を検討していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新郷村	防災無線等を利用し、村民へ周知するとともに、県及び警察、鳥獣被害対策実施隊員と連携した対応を図る。
新郷村教育委員会	村と連携し、児童の安全確保を図る。
三八地域農林水産部地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	村と連携した対応のほか、村への指導や助言。
新郷村鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会新郷支部)	村と連携し、緊急捕獲等の対応を図るほか、現場確認等。
五戸警察署	銃器等の取扱いに関する助言指導ほか、現場確認等。
鳥獣保護管理員	村と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処分する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、新郷村廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、新郷村鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である新郷村等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新郷村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
新郷村	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
三八地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
五戸警察署	銃器等の取扱い指導、助言を行う。
八戸農業協同組合	農作物被害に関する情報収集・提供・営農指導を行う。
三八地方森林組合	林業被害に関する情報収集・提供を行う。
鳥獣保護管理員	野生動物との共存に係わる助言・指導を行う。
青森県猟友会新郷支部	対象鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八地方森林組合	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供等を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>新郷村鳥獣被害対策実施隊の設置（平成26年9月11日）</p> <p>鳥獣被害対策実施隊は、村職員及び新郷村猟友会員より選出し、構成する。</p> <p>別紙1 新郷村鳥獣被害対策実施隊体制図 参照</p> <p>新郷村鳥獣被害対策実施隊の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。</li> <li>・農地の巡回を実施する。</li> <li>・地域住民と連携した追払い活動を実施する。</li> <li>・その他、鳥獣による被害軽減の為に必要な業務を行う。</li> </ul>
---

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

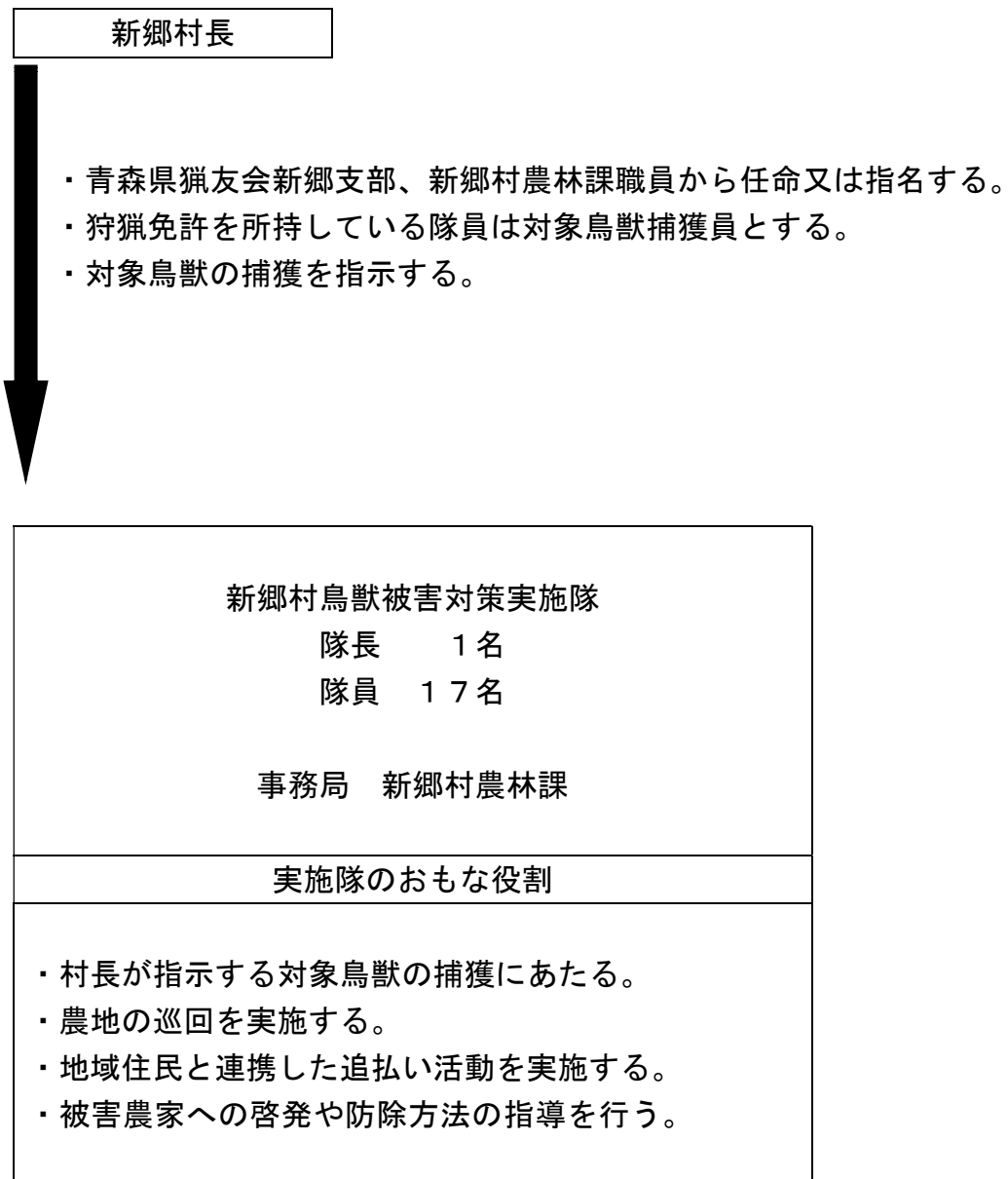
<p>鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を地域に普及啓発し、被害対策を一体となって推進していく。</p> <p>関係機関等と連携しながら対象鳥獣の効果的な追払い方法や被害防除技術等を情報収集し、必要な機材の検討、導入を行う。</p> <p>また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した被害対策を実施する。</p>
--

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>近隣市町村との連携を強化し、情報の共有化を図り、効率的な鳥獣被害防止対策に努める。</p>
--

別紙 1

新郷村鳥獣被害対策実施隊体制図



※隊員数は令和4年10月30日現在